

改正

令和3年9月14日告示第398号

令和5年3月9日告示第74号

安曇野市地域見守り活動に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市及び協定締結者が協力連携し、安曇野警察署並びに豊科消防署、穂高消防署、梓川消防署及び明科消防署の連携及びサポートを受け、市内に住所を有する高齢者又は障がい者（以下「高齢者等」という。）の緊急事態等に適切かつ速やかに対応する安曇野市地域見守り活動（以下「本活動」という。）を構築し、もって高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会を形成することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「協定締結者」とは、NPO法人その他の非営利法人、ボランティア団体、民間事業者、安曇野市地域包括ケア推進会議設置要綱（平成26年安曇野市告示第390号）の定めるところにより設置する安曇野市地域包括ケア推進会議の委員の選出団体その他本活動に相当であると市長が認めた団体で、市と本活動の実施に関する協定を締結した団体をいう。

(本活動の内容)

第3条 本活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市及び協定締結者は、見守りに関するネットワークの構築に取り組み、異変のある高齢者等の発見及び情報の連絡から支援に至るまでの相互連携を図るものとする。
- (2) 協定締結者は、次に掲げる異変のある高齢者等又は何らかの支援を必要としている高齢者等を発見した場合は、自らの業務等に支障のない範囲で市に情報の連絡を行うものとする。
 - ア 数日にわたって玄関又は郵便受けに新聞、郵便物等がたまっていること。
 - イ 数日にわたって庭先に洗濯物が干したままであること。
 - ウ 数日にわたって夜間に屋内の電灯が点灯しないこと。
 - エ 日中、電灯が点灯したままであること。
 - オ その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられること。
- (3) 前号の規定にかかわらず、協定締結者は、高齢者等の異変に対して緊急に対処する必要があると認められる場合は、直ちに警察署又は消防署にその状況を通報するよう努めるものとする。
- (4) 市は、情報の連絡を受けた場合は、速やかに当該情報に係る高齢者等の安否を確認するほか、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48の規定により市が設置する会議での検討、安曇野市民生児童委員協議会との連携その他の必要な支援又は対応を行うものとする。
- (5) 協定締結者は、前号に規定する会議及び高齢者等への見守りに関する事業には可能な範囲で協力を行うものとする。

- (6) 市は、協定締結者の拡充に努めるとともに、協定締結者に対し本活動に関連した情報提供、助言、研修活動その他の必要な支援を行うものとする。
 - (7) 協定締結者は、市が実施する研修会等の活動に進んで参加し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域社会の形成に努めるものとする。
 - (8) 協定締結者は、本活動の啓発のため市が提供する掲示物を、支障のない範囲内で見やすい場所に掲示し、本活動の周知及び推進を図るものとする。
- (協定)

第4条 本活動の実施に関する協定は、協定書によるものとし、協定締結者を台帳に登録するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する団体とは、協定を締結しない。

- (1) 法令（条例及び規則を含む。）に違反している団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、指定暴力団及び指定暴力団連合
- (3) 債権の取立て、示談の引受け等を業とする団体
- (4) 本活動を通じて宗教行為若しくは政治活動又は公序良俗に反する活動を行おうとする団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本活動を実施する団体として市長が不相当と認めた団体

3 市は、協定締結者が提出する安曇野市地域見守り活動届（様式第1号）を受け、当該協定締結者の名称等及び協定締結者が本活動に関連して独自に行う活動を公表することができる。

4 市は、協定締結者が安曇野市地域見守り活動辞退届（様式第2号）により協定の解除を申し出たとき、又は本活動を実施する協定締結者として不相当と認めたときは、安曇野市地域見守り活動解除通知書（様式第3号）により、協定を解除して台帳から抹消するものとし、当該通知を受けた協定締結者は、協定書を市に返還しなければならない。

(個人情報取扱い)

第5条 個人情報の取扱いは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定によるものとし、高齢者等のプライバシー保護の観点から特に慎重に取り扱うものとする。

2 協定締結者は、本活動の実施により知り得た個人情報を、本活動の目的以外に利用し、又は漏らしてはならない。協定締結者でなくなった後も同様とする。

(報告)

第6条 本活動の進捗状況や実施状況は、安曇野市地域包括ケア推進会議に報告を行う。

(連携)

第7条 本活動は、県の実施するしあわせ信州見守り活動と連携し実施するものとする。

2 県の活動に参加している団体であっても本活動に参加することができるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年11月2日から施行する。

附 則（令和3年9月14日告示第398号）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月9日告示第74号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。